

恵比寿店・ネイリスト給与詳細

【 国保タイプ：国保・国民年金に加入する方 】

勤務時間

◎営業時間◎

【平日】 朝10:00～夜23:00

【土・日・祝日】 朝10:00～夜22:00

*基本自由出勤(月0日でも可)。

*休み希望は100%通ります。

*基本実働8h(休憩1h)。ポイント出勤・残業OK。

給与と福利厚生

【基本時給 + 時給に対しての手当】

・基本時給

【全ランク1000円保証】 ※入客不可ランク 985円保証

・技術・勤務態度手当 基本時給+50円～600円

・残業手当 総時給+250円*

・深夜手当 総時給 + 150円(22時～23時)

・土日手当 総時給+100円～200円(Sランク～Eランク*)

・変動加給手当 総時給+100円～200円(Sランク以上)

・休憩買取手当 基本時給+250円*

【指名手当 + 店販手当】

・指名手当 10%(施術価格の10%)

・店販手当 10%(販売価格の10%)

【毎月の出勤に対しての手当】

・皆勤手当 給与総支給+1500円～5000円(Sランク～Eランク)*

【福利厚生】

・美容国保または公営国保

・国民年金

・労働保険*

・育児休業給付金*

・交通費全額支給

・スタッフ紹介制度*

☆各種手当・福利厚生について☆

【時給に対しての手当】

(※ 基本時給にプラスされる手当)

* 残業手当(+250円)

基本勤務時間を越えた時間から残業時間となります。

残業時間は実際にかかった時間ではなく、メニュー(施術)時間で計算されます。

* 休憩買取手当

6時間30分以上の勤務の場合に、予約が詰まってしまい休憩が取れない場合に発生する手当です。

条件としては、入客で全て予約が埋まっていた場合に発生になります。

例)総時給1300円のスタッフが1時間の休憩を取れなかった場合、

《基本時給 1000 》+250 =1250円 が手当として支給されます。

* 土日手当(+100円 ~ 200円)

・ 変動加給対象外

土日どちらかの出勤で+200円の手当が加算されます。

・ 変動加給対象者

1日 ~ 5日 +100円

土日どちらかの出勤で 6日 ~ 7日 +120円 の手当が加算されます。

8日 以上 +150円

※ 土日手当は2日前までに追加出勤があり、サロンボードに反映出来た場合のみ支給されます。

土日の直前の追加出勤に関しては土日手当から除外され通常時給として支給されます。

【毎月の出勤に対しての手当】

(※ 給与の総支給額にプラスされる手当)

* 皆勤手当(+1500円 ~ 5000円)

期日通り* にシフト提出し、シフト通りに出勤で支給される手当になります。

手当加算される条件として以下の勤務日数、勤務時間になります。

月16日以上 又は 100時間以上の勤務 +1500円

月18日以上 又は 120時間以上の勤務 +3000円

月20日以上 又は 160時間以上の勤務 +5000円

*毎月15日までのシフト提出が手当支給の条件となります。

【福利厚生】

* 労働保険(雇用保険)

所得の1000分の3%が負担額です。

通勤、勤務中にケガ・入院などをした時、治療費が全額保証されます。

また、退社後の失業手当となります。

* 育児休業給付金

1年以上の在籍で支給出来ます。

当然ですが、年間の所得が高ければ高いほどたくさん支給されます。

例)給付される期間は10ヶ月になります。

育児休業開始の6ヶ月間が約65%、その後の4ヶ月間は約40%の金額で支給されます。

* スタッフ紹介制度

アイリスト又はネイリストの技術者を紹介していただき、その紹介された方がAランクまで昇格して

500時間以上勤務されますと、達成した翌月にご紹介料として10万円支給されます。

◆ 変動加給とは ◆

Sランクになると、1ヶ月間の勤務時間数で総時給が変わります。
勤務時間が長くなれば長くなるほど、ベースの総時給が上がるシステムです。
(残業時間数・ポイント出勤時間数も含みます。)

Sランクは、さらに月間指名売上によって総時給が上がります。

勤務時間数(出勤例) 【Sランク総時給】

160h～(約20日残無し)	1600円
200h～(約20日残2時間)	1650円
240h～(約24日残2時間)	1700円
<月間指名売上>	
30万以上	+50円
40万以上	+100円

給与支給例

*Sランクの方が 1日10時間×20日間 勤務した場合

例えば、1日8h+残業2h=10hで20日間出勤した場合、

勤務時間合計は200hとなるため

【基本時給1000円】+【技術・勤務態度手当500円】+【変動加給150円】

= 【総時給1650円】 となります。

さらに提出したシフト通りに出勤で

【皆勤手当5000円】がプラスされます。

基本給計算 200h×1650円= 330,000円-①

残業手当計算 40h(残2h×20日)×250円= 12,000円-②

合計 ①+②= 342,000円+皆勤手当 5,000円

指名手当10%+店販手当10%+交通費全額支給

が総支給となります。

◆◆研修生制度◆◆

研修生の方は1日も早くAランクに上がり、上記の給与体制を目指して頂きます。

Aランクに昇格し翌月分より上記の給与計算となります。

*総本時給はランクUp後(合格後)、翌日すぐに昇給します。

S ランク (スカルプの施術を延長しなくて、通常にて入客できる方) 総時給1500円

A ランク (スカルプコースを+30分とジェルコースを通常時間にて入客できる方) 総時給1300円

【研修生ランク】

Bランク	90分アート(90分+30分で入客可)	総時給1200円
Cランク	フレンチ(60分+30分で入客可)	総時給1100円
Dランク	60分提案型アート (60分+30分で入客可)	総時給1050円
Eランク	ワンカラー・ラメグラ・カラグラ (60分+30分で入客可)	総時給1000円
Fランク	練習生(入客不可・モデル)	総時給985円

【モデル練習制度】

1日でも早くランクUPを目指してもらうため多くのモデル練習を進めています。

モデル練習であっても基本時給1000円は保証しているので安心してランクUPが出来る環境を準備しています。(*Fランク除く)

※補足

モデル練習している時間(施術を受けているスタッフも含む)については、基本時給1000円は保証しますが、【技術・勤務態度手当】、【変動加給手当】を加算した通常時間でのカウントでは無く、基本時給1000円での時間カウントとさせていただきます。

☆シフトの出し方☆

◎基本の勤務時間◎

A 10:00～19:00

B 10:30～19:30 (10:00のシフト希望にて入れなかった方用)

C 11:00～20:00

D 12:00～21:00

*勤務時間は予定勤務開始時刻に直ぐに入客ができるように
余裕をもって出勤をお願い致します。

シフトの提出の仕方は全てメールにて以下のようにお願いしております。
毎月、前月の15日までに必ず1ヶ月分のシフトをメールにて頂き、
調整作業後に約1週間程で確定を致します。

例)

1日 10残②

2日 10残①

3日 10残30分

4日 休み

・

・

12日 13指名のみ30分可

13日 15時～18時【ポイント出勤】

14日 休み

・

・

20日 12残1.5時間

21日 休み

・

・

・

29日 12残無し

30日 13残①

31日 11残③

←左から

(1)「日付」

(2)「出勤希望時間」(又は休み、ポイント出勤時間)

10 →10時出勤希望

11 →11時出勤希望

12 →12時出勤希望

(3)「残業可能(希望)時間」

残無し →残業無し

残① →残業1時間希望

残② →残業2時間希望

残③ →残業3時間希望

残30分 →残業30分希望

残1.5時間 →残業1.5時間希望

指名のみ30分可 →指名客のみ残業30分希望

という感じでシフトをメールにて提出して頂きます。

万一、出勤希望日又は出勤希望時間が叶わない場合は
その調整された日時を休みにするか、
またはリスケをして頂き別の日に出勤をして頂くかになります。

*ポイント出勤は上記13日を参考に

ポイント出勤時間(出勤時刻～終了時刻)を記入して頂きます。

尚、通常出勤が優先となりますので調整をさせて頂く場合があります。

☆ 新ルール(1) ☆

◎ 遅刻 ◎

3000円の罰金 or 当月の土日出勤を1日追加（6時間以上の勤務）

◎ 当日欠勤 ◎

（※ 出勤時間の3時間前連絡が無い場合）

3000円の罰金 or 当月の土日出勤を1日追加（6時間以上の勤務）

★ 遅刻や当日欠勤をした場合 ★

遅刻や当日欠勤をした場合に本来ですと皆勤手当は支給されませんが、
当月の土日出勤を1日追加していただければ、皆勤手当は変わらず支給させていただきます。

◎ ブログ・SNS忘れ&各種広告振り分け業務の怠慢 ◎

1000円の罰金 or 当月の土日出勤1日を追加（6時間以上の勤務）

◎ CL ◎

月内で3回目 技術・勤務態度手当が25円加算されません。

月内で4回目～ 技術・勤務態度手当が50円加算されません。

◎ 口コミ ◎

技術や勤務態度が悪い内容の口コミだった場合

月内で2回目 技術・勤務態度手当が25円加算されません。

月内で3回目～ 技術・勤務態度手当が50円加算されません。

※ 上記以外にもお客様からの声やスタッフ間の情報により

【技術・勤務態度手当】が加算されない場合がございます。

☆ 新ルール(2) ☆

◎ シフト提出と皆勤手当について ◎

15日までに16日以上でのシフト提出をしなかった場合、皆勤手当は加算されません。
また16日の出勤としてシフトを提出し、最終的に20日の出勤だった場合は
16日に対しての皆勤手当1500円のみ支給されます。

◎ シフト変更なら皆勤手当は復活できる ◎

【2時間のポイント出勤日でシフトを提出し確定後に予定が入ってしまったので休みたい場合】

→別日に2時間以上の出勤をした場合にのみ現状のまま皆勤手当は支給されます。
(※ ただし出勤調整により出勤不可な場合もあり、その場合は支給されません)

【予定が入ったので平日を休みたい場合】

→平日の休みは平日で出勤の少ない日、若しくは土日にて同時間の出勤時間なら変更が可能です。
(※ただし出勤日の2日前までに出勤を確定し
サロンボードに反映されない場合は皆勤手当は支給されません)

【予定が入ったので残業3時間を当日に残業1時間に変更したい場合】

→残業時間に関しては残業が入るか入らないか未確定の為、
残業時間を減らしても皆勤手当は支給されます。

【出向になったため休みに変更をしたい場合】

→出向で出勤から休みに変更した場合は、休みに変更した場合でも皆勤手当は支給されます。

【遅刻や当欠をした場合の皆勤手当について】

→土・日を1日追加すれば罰金3000円は回避出来、しかも皆勤手当はそのまま支給されます。
出勤日2日前までのサロンボードへの確定が条件となります。

【指名のみの出勤で指名のお客様がキャンセルになった場合】

→皆勤手当のルールから除外しますので、皆勤手当対象のスタッフは、
予約のキャンセルで休みになった場合でも支給されます。

【調整休のときの皆勤手当について】

→シフト提出時の時間で皆勤手当の時間を計算します。

【皆勤手当を復活させるための追加出勤について】

→追加出勤は休んだ日以降とし、休む前の日程で追加した場合でも皆勤手当の復活は致しません。